

よく見える場所に貼っておきましょう。

特殊詐欺・悪質商法 に気をつけて！！

茨木市で、特殊詐欺や悪質商法による高齢者の被害が継続的に発生しています。被害にあわないために、以下のことに気をつけましょう。

特殊詐欺(キャッシュカード預かり詐欺など)

事例① 「あなたの口座が詐欺業者に悪用されています。すぐに口座の変更が必要」
などと言われ、自宅に来た銀行協会を名乗る男性にキャッシュカードと
暗証番号を書いた紙を渡してしまい、口座からお金を盗まれる
という被害が発生しています。

事例② 改元や新札発行などのタイミングに乗じて、新たな手口の
詐欺が発生するおそれがあります。

- 電話の相手の名前、住所、電話番号を必ず確認する。
- 市役所職員、銀行員などを名乗る電話がかかってきた場合は、
自分で判断せず一旦電話を切り、**家族に相談**するか、
そばに誰もいないときは、すぐに**警察や消費生活センターに相談**する。
- 銀行などが、カードを預かるということは、絶対にありません！！



悪質商法(送りつけ商法、点検商法、訪問買取など)

- 一方的に送りつけられてきた荷物の代金は、支払わない。
- 見知らぬ人や業者を、家の中に入れない。
- 「すぐに作業が必要」と言われても、絶対にその場で頼まない。
- 「不用品を買い取る」と電話で言われても、**きっぱり断る**こと。

目的は貴金属です。



電話・訪問で不審に感じたら、すぐ相談！

大阪府茨木警察署 ☎622-1234

茨木市消費生活センター ☎624-1999

(相談受付) 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分
第2・4土曜日 午前9時～正午

*** 緊急時に駆けつけた方は裏面を活用してください ***